

明けましておめでとうございます。

資産運用NEWSでは、本年も旬な情報を皆様にご提供していきたいと存じます。今年も1年、何卒宜しくお願いたします。

さて、今回注目するのは、昨年末に発表された平成18年税制改正大綱です。今回の税制改正最大のポイントは、同族会社役員報酬への法人税増税です。

今回はこの法人税増税について見ていきます。

●自由民主党税制改正大綱より

同族会社の業務を主宰する役員及びその同族関係者等が発行済株式の総数の90%以上の数の株式を有し、かつ、常務に従事する役員を過半数を占める場合等には、当該業務を主宰する役員に対して支給する給与のうち給与所得控除に相当する部分として計算される金額は、損金の額に算入しない。ただし、当該同族会社の所得等の金額(所得の金額と所得の金額の計算上損金の額に算入された当該給与の額の合計額)の直前3年以内に開始する事業年度における平均額が年800万円以下である場合及び当該平均額が年800万円超3,000万円以下であり、かつ、当該平均額に占める当該給与の額の割合が50%以下である場合は、本措置の適用を除外する。

(自由民主党税制改正大綱より抜粋)

●同族会社の法人は大増税

同族関係者が90パーセント以上の株式を所有し、常勤役員が半数以上が同族の場合・・・

つまり日本のほとんどの同族会社では、その社長への役員報酬の給与所得控除相当額が損金にならなくなります。

例えば年収1,200万円の社長なら給与所得控除額は230万円、年収2,400万円なら290万円。この金額が法人税の損金にならなくなります。

従前に比べてこの額だけ課税所得が増大することになるのです。

なお法人所得と役員報酬の合計額が800万円以下の場合等は損金になります。法人設立による節税策への対策なのでしょう。

●対象者は社長なの？

大綱では、「業務を主宰する役員」の定義がされていないので、増税対象の「主宰」がオーナー社長1人限定か、複数の役員なのかがはっきりしません。

この「業務を主宰する役員」が何なのかについて、税務情報の専門会社ロータス21社が財務省に確認をしました。(ニュースPRO 2005.12.22)

財務省からは「奥さんなど複数の役員が対象になると誤解される向きもあるが、実質的にはオーナー社長1人を特定した上で対象にする」との回答。

また、「常務に従事する役員」の規程について、「肩書きではなく、実態で判断することになる。具体的には、現実に、日常的に業務を執行している役員を指している」とされ、名義だけの役員や非常勤の役員を対象としないということのようです。

●対策はあるの？

2006年4月以後開始の事業年度から適用となる見込みですので、3月末決算法人については「役員報酬をどうするか」「株式保有割合を90パーセント未満にするか」等の対策も早急に検討しなくてははいけません。

そこで、船井財産コンサルタンツ高松では、今回の税制改正の検証とその対策についてセミナーを開催いたします。

セミナーの詳細については、同封しております案内書をご覧ください。

今回の資産運用NEWSで取り上げた改正点のほか、中小企業にとって重要な改正がたくさんありますので是非ご参加ください。